

新型コロナウイルス感染症に伴う減免について

- 以下の条件に当てはまる方は**国民健康保険税が減免される場合があります**。
 - ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡・もしくは重篤な傷病を負った方。
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、以下の(1)～(3)全てに該当する方。
 - (1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである。(保険金などで補填された金額は除く)
 - (2) 世帯の主たる生計維持者についての前年の所得の合計額が1000万円以下で、0円やマイナスではない。
 - (3) 世帯の主たる生計維持者の(1)に挙げた減少見込の収入以外の、前年の所得の合計額が400万円以下である。
- ※令和2年度の保険税は令和元年と2年、令和3年度は令和2年と3年、4年度は3年と4年の状況を比較します。
- ※会社都合の離職の場合は、本減免でなく非自発的失業者を対象にした減免に該当することがあります。
- ※前年の所得が0円やマイナスの場合は本減免ではなく、課税時に税額が軽減されます。(申請は不要です)
- 申請期限は**令和5年3月31日まで**です。
- 令和2年2月1日～令和5年3月31日までに納期限を迎える国民健康保険税が対象です。
- 窓口もしくは郵送にて申請を受け付けます。
- 詳細は各総合支所住民課・町民生活課にご相談ください。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

所得の少ない子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。

- ①ひとり親世帯分【対象者】
 - (1) 令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている方(申請不要：支給済)
 - (2) 公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方(申請必要)
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(申請必要)
- ②ひとり親世帯以外分【対象者】
 - (1) 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給されている受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方(申請不要)
 - (2) 令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児は20歳未満)の子の養育者で次のいずれかに該当する方(申請必要)
 - ア. 令和4年度の住民税均等割が非課税の方
 - イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税非課税の方と同様の事情にある方

- 問い合わせ
コールセンター ☎0120-400-903
※受付時間(平日9:00-18:00)
上島町役場 弓削総合支所
住民課 ☎77-2503

ウクライナ人道危機救援金について(御礼)

令和4年2月24日から、侵略というウクライナ国民の困窮を受け、上島町では、同年3月4日から「ウクライナ人道危機救援金」として広く皆さまにウクライナへの支援をお願いしてまいりました。

令和4年4月28日の時点において、皆さまからお寄せいただいた募金が総額484,926円になりました事、全額を日本赤十字社に送金させていただきました事を報告させていただきます。

皆さまの温かいご支援・ご協力に感謝を申し上げますとともに、一日も早い平和と自由の実現を心より祈念申し上げます。



(上島町副町長から、日本赤十字社愛媛県支部 上島区分区長の上島町長に目録を贈呈。)

海の事故ゼロキャンペーン

7月16日(土)～31日(日)

「海難ゼロへの願い」をテーマに、官民の関係者が一体となり、海難防止思想の普及、高揚を図ることにより、海の事故を防止することを目的とした海の事故ゼロキャンペーンを実施します。

- 今年の重点事項は次の4つです
 - ・小型船舶の海難防止
 - ・見張りの徹底および船舶間コミュニケーションの促進
 - ・ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
 - ・ふくそう海域等の安全性の確保

- 問い合わせ
今治海上保安部交通課 ☎0898-23-5515



国民健康保険についてのお知らせ

●保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証は**令和4年7月31日まで**使用できます。**8月1日以降はご使用にならないでください。**令和4年度は、有効期限が「令和4年8月1日から令和5年7月31日までの保険証」が交付されます。

●「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」

入院・通院中の医療費の支払いを、自己負担限度額までとするために必要な証です。
すでに交付を受けている方の認定証の有効期限は令和4年7月31日です。8月1日からの認定証は、申請が必要です。

●加入および脱退手続きについて

会社などを退職したり、新たに就職したりした場合には、保険証の切り替えが必要となります。社会保険の加入・脱退については会社で手続きをしてもらえますが、国民健康保険の加入・脱退は手続きが必要になりますので、お近くの住民課または町民生活課で届け出を行ってください。

会社を退職し国民健康保険の加入の届け出が遅れると、さかのぼって保険税を支払ったり、医療費を全額自己負担しなくてはいけなくなったりしま

●交付時期

新しい保険証は7月中旬ごろに郵送します。令和4年8月になっても届かない場合や不明な点がある場合はお問い合わせください。新しい保険証が届いたら、住所・氏名や自己負担割合などを確認してください。

●国民健康保険税の通知書を送付します

令和4年度の税額決定通知書を、納税義務者となる世帯主に7月中旬にお送りします。
たとえ世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合、世帯主に課税されます。

す。また、会社に就職し国民健康保険の脱退の届け出が遅れ、国保の保険証で受診してしまうと、国保分の医療費をあとで返していただく場合があります。また、届け出をしないと保険税を二重に請求されてしまうことになります。

■問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

令和4年度 国民健康保険税の変更点について

・未就学児の均等割の軽減について

社会保険との未就学児に対する負担を公平にするために、対象児の国民健康保険税の均等割分を半額軽減いたします。対象世帯に対する税額は自動的に軽減されますので、特に改めて申請は必要ありません。

・課税限度額の引き上げ

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者医療支援金分、介護保険分の3つの要素を元に計算されますが、課税上限額が63万円・19万円・17万円から65万円・20万円・17万円に変更されます。

よって、合算での課税限度額は99万円から102万円へと引き上げされます。

・所得の未申告について

自営業の方や無収入の方が所得税の確定申告(もしくは住民税の申告)をしていない場合、前年所得が不明のため保険税の軽減措置などが受けられなくなります。

※変更点についての詳細をお尋ねになりたい方は各支所住民課(町民生活課)までお問い合わせください。

■問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011